（政令への委任）

**第八条**　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

**第九条**　政府は、土地改良事業が効率的かつ効果的に実施されるよう、土地改良制度の在り方について不断の見直しを行うとともに、平成三十五年度までの間に、農用地の集団化その他農業構造の改善の状況その他の事情を勘案し、新土地改良法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

**第十条**　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項中「第百十三条の三」を「第百十三条の四」に改める。

（農住組合法の一部改正）

**第十一条**　農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第百十三条の二第三項」を「第百十三条の三第三項」に改める。

（東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律の一部改正）

**第十二条**　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ、」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法及び大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

**第十三条**　次に掲げる法律の規定中「第八十七条の三第二項」を「第八十八条第二項」に改める。

一　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十二条第二項

二　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十六条第二項

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

**第十四条**　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第八十七条の三第二項」を「第八十八条第二項」に改め、「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ、」に改める。

第十七条の七第二項中「第八十七条の三第二項」を「第八十八条第二項」に改め、「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ、」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

---

道路運送車両法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

## 法律第四十号

道路運送車両法の一部を改正する法律

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の四中「及び第七十五条の五」を「、第七十五条の五及び第七十五条の六」に改める。

第七十五条第七項中「その型式について指定を受けた自動車の構造、装置若しくは性能が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その型式について指定を受けた自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなつたとき。

二　その型式について指定を受けた自動車が均一性を有するものでなくなつたとき。

三　不正の手段によりその型式について指定を受けたとき。

第七十五条の二第四項中「その型式について指定を受けた特定共通構造部の当該指定に係る構造、装置若しくは性能が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その型式について指定を受けた特定共通構造部の当該指定に係る構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなつたとき。

二　その型式について指定を受けた特定共通構造部が均一性を有するものでなくなつたとき。

三　不正の手段によりその型式について指定を受けたとき。

第七十五条の三第五項中「その型式について指定を受けた特定装置が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その型式について指定を受けた特定装置が保安基準に適合しなくなつたとき。

二　その型式について指定を受けた特定装置が均一性を有するものでなくなつたとき。

三　不正の手段によりその型式について指定を受けたとき。

第七十五条の五の次に次の一条を加える。

（報告及び検査）

**第七十五条の六**　国土交通大臣は、第七十五条第七項、第七十五条の二第四項及び第七十五条の三第五項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者又は第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百条第一項中「行政庁は」の下に「、第七十五条の六第一項に定めるもののほか」を加え、同条第二項中「職員は」の下に「、第七十五条の六第一項に定めるもののほか」を加える。

第百六条の四第三号中「第六十三条の四第一項」の下に「若しくは第七十五条の六第一項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第七十五条第七項、第七十五条の二第四項及び第七十五条の三第五項の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

**第二条**　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。